

我が事・丸ごとの地域づくりに向けた社会福祉法の改正について

平成 2 9 年 1 月 1 3 日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

地域福祉計画の見直しについて

現行

地域福祉計画

- 策定は任意
- 定めるべき事項
 - 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 策定時の公表は努力義務

改正案

地域福祉の理念の拡充

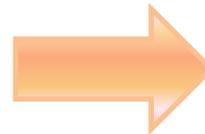
○ 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び解決に向けた行政機関その他の関係機関との連携が積極的に行われることを目指す旨を明記。

包括的な支援体制の整備

- 市町村が、以下の体制整備を行うことができることとする。
 - ・ 地域住民が地域生活課題の発生防止、把握、解決に資する活動に取り組む環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ・ 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、地域生活課題を解決するための体制
- 厚生労働大臣は、これに関する指針を公表する。

地域福祉計画

- 策定を努力義務化
- 定めるべき事項
 - 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通の事項
 - 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 策定時の公表は努力義務
- 定期的な計画変更とPDCAサイクルを導入



地域福祉に関する現行の規定

社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

第一条(目的) この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

第四条(地域福祉の推進) 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第五条(福祉サービスの提供の原則) 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第六条(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務) 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第百七条(市町村地域福祉計画) 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

各 制 度 の 変 遷

	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
1989	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ゴールドプラン</div> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備量等の整備目標を設定 				
1990	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">福祉8法改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービスの位置付けの明確化 				
1993					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">福祉活動参加指針</div>
1994	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">新ゴールドプラン</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">エンゼルプラン</div>		
1995		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">障害者プラン</div>			
1998					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">社会福祉基礎構造改革</div> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉サービスの利用方法 ・社会福祉法人の在り方 ・利用者の権利擁護の方策
2000	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">介護保険法施行</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ゴールドプラン21</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">新エンゼルプラン</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">社会福祉事業法等改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置づけ ・利用者保護のための制度の創設
2001			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">待機児童ゼロ作戦</div>		
2003		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">改正身体/知的障害者福祉法施行</div> <ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度開始 「措置」から「契約」による利用者制度の変更 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">次世代育成支援対策推進法</div>		
2005	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">介護保険制度改正</div> <ul style="list-style-type: none"> ・新予防給付の創設 ・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">障害者自立支援法</div> <ul style="list-style-type: none"> ・3障害(身体・知的・精神)の一元化 ・利用者本位のサービス体系に再編 ・就労支援の抜本的強化 等 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">子ども・子育て応援プラン</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">自立支援プログラム導入</div>	

各 制 度 の 変 遷 (続 き)

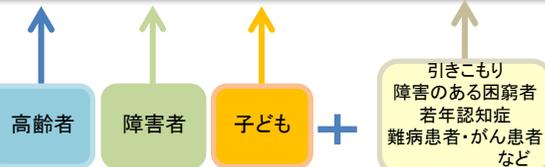
	高齢者施策	障害者施策	子育て関係施策	生活保護・生活困窮者施策	社会福祉・地域福祉
2008			新待機児童ゼロ作戦		
2010			子ども・子育てビジョン		安心生活創造推進事業
2012	改正介護保険法施行		子ども・子育て関連三法		↓ 報告書
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの推進 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設 ・総合事業の創設 	障害者総合支援法施行	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設 ・認定こども園制度の改善 ・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など) 	生活保護法改正	
2013		<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者等への対象拡大 ・重度訪問介護の対象拡大 ・共同生活介護の共同生活援助への一元化 ・地域移行支援の対象拡大 ・地域生活支援事業の追加 		生活困窮者自立支援法制定	
2014	医療介護総合確保推進法			<ul style="list-style-type: none"> ・就労による自立の促進 ・不正・不適正受給対策の強化 ・医療扶助の適正化 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定
	<ul style="list-style-type: none"> [介護保険法の改正] ・在宅医療・介護連携の推進 ・生活支援サービスの充実・強化 ・予防給付を地域支援事業に移行 ・新しい総合事業の創設等 			施行	
2015	施行		施行	施行	社会福祉法改正 ・社会福祉法人の地域貢献
新たな福祉の提供ビジョン					
2016		障害者総合支援法改正 ・障害者の望む地域生活の支援	母子保健法改正 ・子育て世代包括支援センターの法定化		
ニッポン一億総活躍プラン					
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置					

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により
・ワンストップ型
・連携強化型] による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

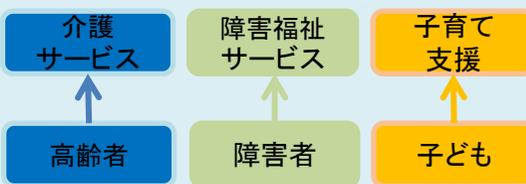
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

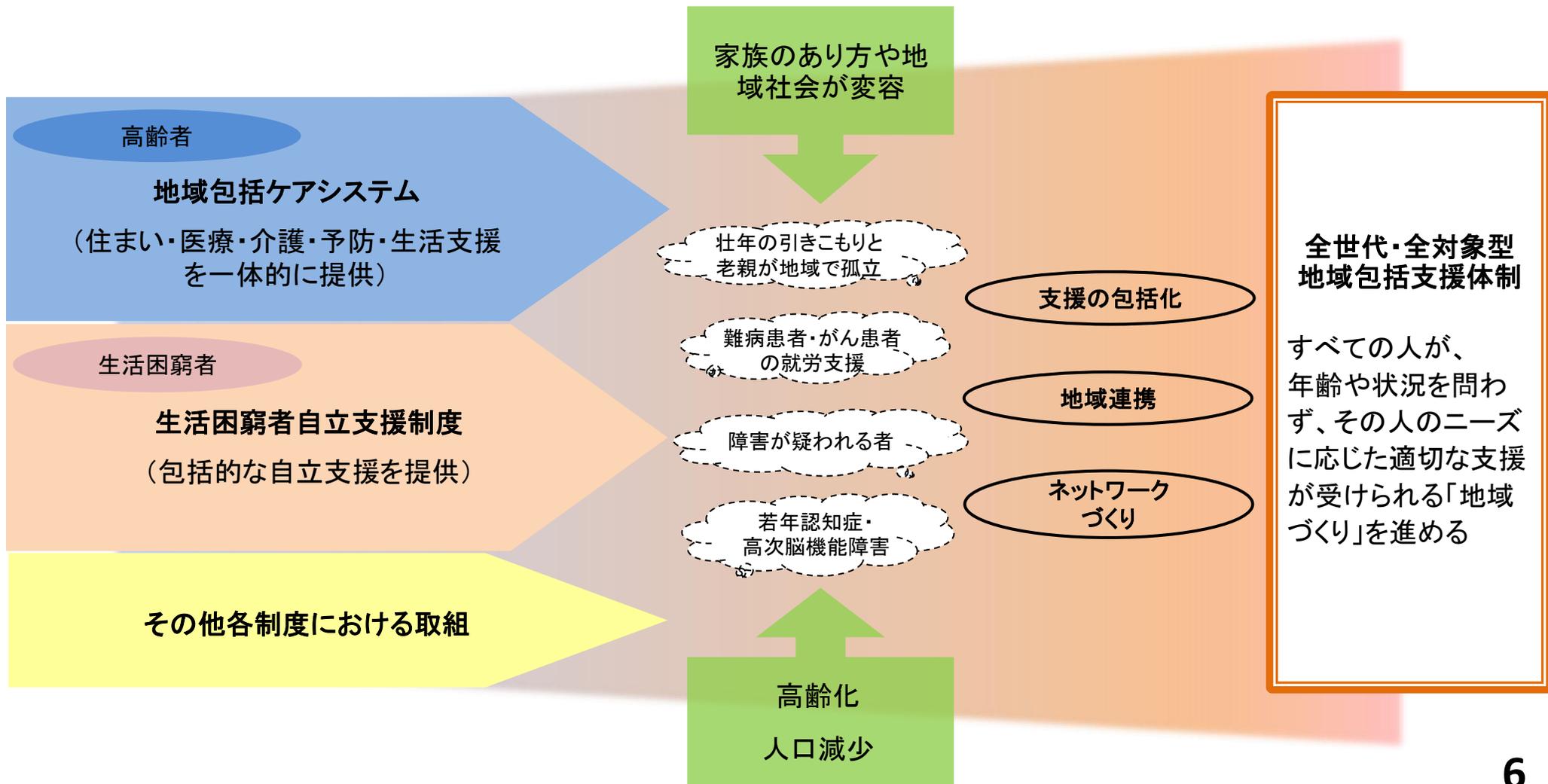
3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

1. 成長と分配の好循環メカニズムの提示

(1) 経済社会の現状

(成長の隘路である少子高齢化)

- 少子高齢化の進行が、労働供給の減少のみならず、将来の経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、経済の持続可能性を危うくするという認識が、将来に対する不安・悲観へとつながっている。日本が、少子高齢化に死にも狂いで取り組んでいかない限り、日本への持続的な投資は期待できない。
- 他方、日本には多くのポテンシャルを秘めている女性や、元気で意欲にあふれ、豊かな経験と知恵を持っている高齢者などがたくさんおられる。こうした潜在力とアベノミクスの果実を活かし、今こそ、少子高齢化という日本の構造的な問題に、内閣一丸となって真正面から立ち向かう必要がある。

(2) 今後の取組の基本的考え方

(一億総活躍社会の意義)

- 少子高齢化の流れに歯止めをかけ、誰もが生きがいを感じられる社会を創る。人生は十人十色であり、価値観は人それぞれである。一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。
- これは単なる社会政策ではなく、究極の成長戦略である。全ての人々が包摂される社会が実現できれば、安心感が醸成され、将来の見通しが確かになり、消費の底上げ、投資の拡大にもつながる。また、多様な個人の能力の発揮による労働参加率向上やイノベーションの創出が図られることを通じて、経済成長が加速することが期待される(包摂と多様性による持続的成長と分配の好循環)。
- 半世紀後の未来でも、人口一億人を維持する。ただ人口一億人を維持すればよいというわけではない。力強く日本の経済が成長していくとともに、その成長という手段を使って、国民みんながそれぞれの人生を豊かにしていくことを目指していく。一人ひとり、それぞれの人生を大切にすることが、一億総活躍であり、国家による押しつけといった、すべてを画一的な価値観にはめ込むような発想とはむしろ対極にある考え方である。誰もがもう一步前に踏み出すことのできる一億総活躍社会を創り上げることは、今を生きる私たちの、次世代に対する責任である。

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

⑨ 地域共生社会の実現

【国民生活における課題】

高齢、障害、児童等の対象者ごとに充実させてきた福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが必要。

医療・福祉人材の確保に向けて、新たな資格者の養成のみならず、潜在有資格者の人材活用が必要。また、これにより、他の高付加価値産業における人材確保を同時に達成することが必要。

・有資格者のうち資格に係る専門分野で就業していない者の割合：

保育士 約6割（2015年度・推計）

介護福祉士 約4割（2013年度・推計）

【今後の対応の方向性】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指す。あわせて、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。また、支援の対象者ごとに縦割りとなっている福祉サービスの相互利用等を進めるとともに、一人の人材が複数の専門資格を取得しやすいようにする。

【具体的な施策】

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・多様な活躍、就労の場づくりを推進するため、公共的な地域活動やソーシャルビジネスなどの環境整備を進める。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、設置基準、人員配置基準の見直しや報酬体系の見直しを検討し、高齢者、障害者、児童等が相互に又は一体的に利用しやすくなるようにする。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。
- ・医療、介護、福祉の専門資格について、複数資格に共通の基礎課程を設け、一人の人材が複数の資格を取得しやすいようにすることを検討する。
- ・医療、福祉の業務独占資格の業務範囲について、現場で効率的、効果的なサービス提供が進むよう、見直しを行う。

施策	年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度以降	指標
地域課題の解決力の強化／福祉サービスの一体的提供／総合的な相談支援体制づくり	<small>福祉サービスの一層の活用について、運用に当たっては可能な事項のガイドラインを策定</small> <small>誰が支え手となり、地域に根ざした福祉サービスの提供</small> <small>平成27年9月17日・厚生労働省</small> <small>新たな世代に対応した福祉の提供ビジョン</small>		設備・人員基準や報酬体系の見直しを検討	検討結果を踏まえた対応を実施										2020年～2025年を目途に：地域課題の解決力を強化する体制 全国展開 総合的な相談支援体制 全国展開
			相談支援体制づくりと地域課題の解決力強化について、モデル事業等を数年間実施する中で制度化を検討			各地域における体制の確立・充実								
医療、介護、福祉の専門資格における共通の基礎課程の検討・業務独占資格の対象範囲の見直し			各資格の履修内容に関する研究	新たな共通の基礎課程の具体案について検討・結論					新たな共通の基礎課程の実施 ※共通の基礎課程が一部資格ごとでまる場合には、資格の範囲の拡大について継続検討・順次実施					2021年度：新たな共通の基礎課程の実施
		介護福祉士と准看護師相互の単位認定について検討	資格所持による履修期間短縮について、資格ごとに検討・結論。可能な資格から履修期間短縮を実施					可能な資格から履修期間短縮を実施 ※共通の基礎課程創設後も、既取得者に適用						
		福祉系国家資格を有する者に対する保育士・介護課程・保育士試験科目の部免除について検討	単位認定拡大について、資格ごとに検討・結論。可能な資格から単位認定を実施											
			業務独占資格の業務範囲の見直しを継続的に検討・実施											

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部について（平成28年7月15日設置）

趣旨

地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行う「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置する。

体制図

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部

本部長：厚生労働大臣

本部長代行：厚生労働副大臣

本部長代理：厚生労働大臣政務官

本部長補佐：厚生労働大臣補佐官、総合政策参与

副本部長：厚生労働事務次官、厚生労働審議官、大臣官房長、大臣官房総括審議官（国会担当）

本部員：関係部局長

地域力強化WG

主な検討課題

住民主体の地域コミュニティづくり

主査

大臣官房審議官（社会・援護・人道調査担当）

公的サービス改革WG

主な検討課題

公的福祉サービスや計画の総合化・包括化

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

専門人材WG

主な検討課題

医療、福祉分野の専門人材の共通課程の創設など

主査

大臣官房審議官（医療介護連携担当）

検討スケジュール

平成29年の介護保険法の法改正、30年度・33年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには30年度に予定されている生活困窮者自立支援制度の見直しに向けて、幅広く検討を行う。

地域力強化をとりまく様々な資源

社会福祉法人 198,237か所(H26)

ボランティア 7,609,487人(H28)

NPO、協同組合、共同募金 等

ひきこもり
地域支援
センター
69か所
(64自治体,H28)

自立相談支援機関(生
活困窮者)
1,345か所
(H27)

福祉事務所
1,247か所
(H28)

児童相談所(子育て)
209か所(H28)

ひとり親家庭子育て
相談(子育て) 112か所

子育て世代包括支援
センター(子育て)
720か所(296市町村)(H28)

利用者支援事業
930か所(H27)
※一部子育て世代包括支援セ
ンターと重複あり

地域子育て支援
拠点(子育て)
6,818か所(H27)

相談支援事業所
(障害)
7,927か所(H27)

基幹相談支援
センター(障害)
429市町村(H27)

生活支援コーディネーター(高齢)
第2層
第1層

地域包括支援センター(高齢)
4,685か所(H27) プラナチ等を含め7,268か所

難病相談
支援センター
47か所

がん相談支援センター
がん診療連携拠点病院等数: 427施設

保健所 480か所 市町村保健
センター 2466施設
(H28)

市町村社協
1,721か所(H28)

地区社協
656か所(H24)

地域運営組織
1,600超(H27)

民生・
児童委員
232,112人(H28)

自治会
298,700か所
(H27)

小地域

中地域(小・中学校区)

広域(市町村)

都道府県

地域力強化検討会中間とりまとめの概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、**「我が事」の意識を醸成**
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における**包括的な相談支援体制**

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)

※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれぬ(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報共有が難しい。

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

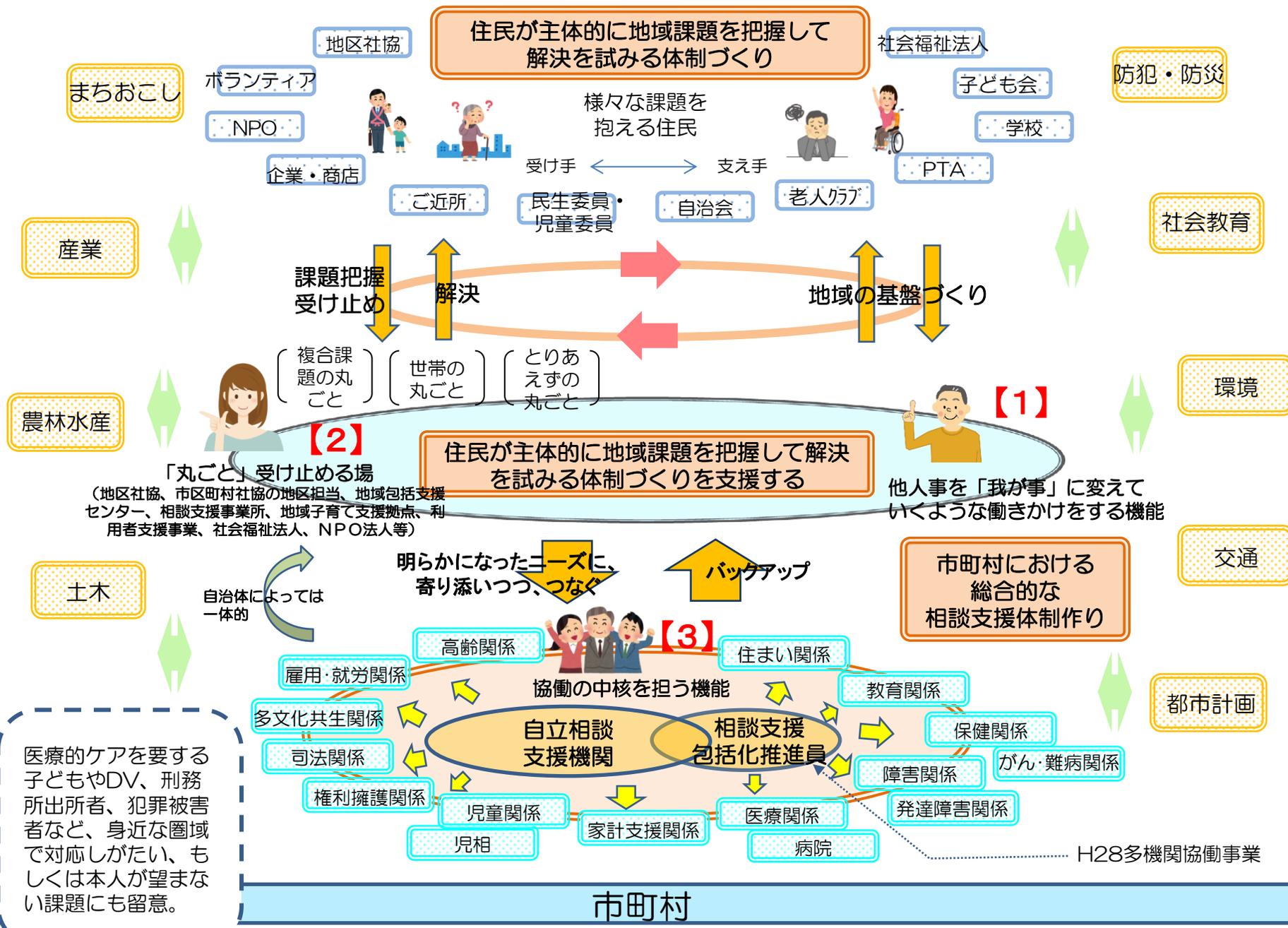
○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ

住民に身近な圏域

市町村域等



地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

構成員氏名	所属
相田 義正	板橋区民生児童委員協議会 会長
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長
井岡 仁志	高島市共同募金委員会 事務局長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの 理事長
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長
鴨崎 貴泰	日本ファンドレイジング協会 事務局長
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表

構成員氏名	所属
土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
◎原田 正樹	日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 教授
福本 怜	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監
堀田 聰子	国際医療福祉大学大学院 教授
前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
横山 美江	武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター

(敬称略・50音順)

社会福祉法

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

- 地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握、及び解決に向けた行政機関その他の関係機関との連携が積極的に行われることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民が地域生活課題の把握、解決に資する活動に取り組む環境【1】
- 住民に身近な圏域において、地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)【2】
(*)例えば、地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、地域生活課題を解決するための体制【3】

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるものとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様とする。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。